那教学７８号

令和２年５月２５日

保護者並びに関係各位

那須町教育委員会教育長

６月１日からの学校再開について（お知らせ）

　日頃より、本町の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、３月から長期にわたる臨時休業としておりましたが、５月１４日（木）に栃木県の緊急事態宣言が解除され、全国的な感染の減少も見られることから、那須地区三市町の申し合わせにより、６月１日（月）から学校を再開することといたします。

学校の再開にあたりましては、感染防止のために以下の点を御確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する状況は、まだまだ予断を許さない状況であることから、対応に変更が生じる場合は、速やかに連絡いたします。

記

１　保護者の皆様にお願いすること

(1) 毎朝の健康観察をお願いします。

　ア　学校より配布する「健康チェックカード」を利用して毎朝の検温を行ってください。

　イ　発熱等の風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。（この場合は、病気欠席ではなく出席停止扱いとなります。）

(2) こまめな手洗い、咳エチケットを励行してください。（学校でも指導いたしますが、家庭での啓発もお願いします。）

(3) マスク着用を徹底してください。

(4) 学校ではこまめに換気しますので、気温の寒暖に対応できるよう服装を工夫してください。

(5) 感染への不安から登校を控えたい場合は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。

学校の授業と同等の学習状況が確認できれば、出席として扱うことも可能です。学習の

進め方や実施報告等の方法について学校に相談してください。

(6) 児童生徒と同居する家族が濃厚接触者となった場合は、登校を控えていただき、その旨を学校に連絡してください。この場合は、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。学校では個人情報の取扱に十分配慮いたします。

(7) 感染への不安からスクールバスの利用を控えたい場合は、保護者の送迎でお願いしま

す。

２　学校の対応について

(1) スクールバスの運行について

ア　走行中は安全に配慮し、窓を開放して密閉を避けます。

イ　運転前後に十分な消毒を行います。（スクールバス運転手）

(2) 健康観察の徹底について

　ア　「健康チェックカード」を回収して児童生徒の健康状態を確認します。

　イ　家庭での検温を忘れた児童生徒は学校で検温します。

ウ　発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養していただきます。

(3) 室内での過ごさせ方について

ア　密閉、密集、密接が重なる場を避けるよう配慮します。特に、３０分おきに５分間の換気を実施し、エアコン稼働時も１時間に５～１０分の換気をします。また、扇風機を常時運転し、室内の空気を循環させます。

　イ　マスクの着用を徹底し、咳エチケットを励行します。

ウ　こまめな手洗いを徹底します。また、教室に消毒液を置き、使用させます。

　エ　多くの児童生徒が触れる場所や共用するものは、１日に１回以上、消毒液を使って

消毒します。

　オ　給食時は、対面での会食は行わず、食事中も机上にハンカチを置かせて咳エチケット

を徹底します。

(4) 心のケアについて

　ア　学級担任、学年担当職員、養護教諭など、複数の職員で児童生徒の状況把握に努め

ます。

イ　適宜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、作業療法士等と連携し

て対応します。

(5) 部活動、スポーツ少年団活動について

　　学校再開後、当面の間（６月中）は以下のように対応します。

ア　平日１時間程度の活動とし、基礎体力作りや基本技能の向上を図る内容とします。

イ　休業日の活動は行いません。

ウ　対外試合については、全ての種目において行いません。

エ　身体接触をしないよう配慮し、運動部以外の部活動等についても少人数で分散した活

動とします。

３　長期休業の短縮について

　臨時休業により実施できなかった授業を補うために、以下のとおり長期休業を縮小し、登校日として授業を行います。

(1) 夏季休業期間　　８月　８日（土）～　８月１６日（日）（９日間）

(2) 秋季休業期間　１０月１０日（土）～１０月１３日（火）（４日間）

(3) 冬季休業期間　今後の状況を見て判断します。

那須町教育委員会

学校教育課

７２－６９２２